

(2018年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議資料)

2019年1月28日
公益財団法人ひかり協会

ひかり協会の救済事業と行政協力について

公益財団法人ひかり協会は、1955年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者に対する救済事業を、国（厚生労働省）、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、森永乳業株式会社の三者において合意された「三者会談確認書（1973（昭和48）年12月23日締結）」に基づき、実施しています。

I 森永ひ素ミルク中毒被害者の現状と救済事業について

1. 被害者の状況と協会事業の対象者

(1) 被害者全体の状況について

- 被害者総数 2018年12月31日現在 13,450名
（内、協会による飲用認定者 1,082名）
- 被害者の大半は1954（S29）年、1955（S30）年生まれです。（事件の特性上、当時乳幼児だった者が被害の中心。現在63～64歳。）
- 被害者との連絡については過去にアンケートをとり、被害者の希望等にしながら、その対応方法を次のように定めています。

区 分	ひかり協会との連絡等について	人数(名)
①	協会との連絡を常時希望する	5,502
②	本人または親族より要請のあった場合連絡する	2,932
③	一切の連絡を必要としない	1,642
④	住所不明	1,965
⑤	協会との連絡希望調査に無回答	0
⑥	死亡した者	1,409
合 計		13,450

- ひかり協会の事業の対象者は、上記のうち、アンケートの区分①の被害者です。（以下、「アンケート①対象者」といいます。）
- 今でも年に数件の「森永ひ素ミルク飲用者の認定申請」があります。飲用者認定の実施にあたっては、ひかり協会が中心となり、都道府県市の協力を得て行われています。2018年度においては、調査・審査の結果、新たに2名の方が飲用者として認定されました。
- 同様に、区分②～④の方が親の死亡等によって自身が被害者であることを初めて知り、協会との連絡を希望される場合もあります。また、就職や結婚などにおける社会的差別を恐れて被害者であることを隠して生活してきたけれども、体調が悪くなって協会に連絡してくるということもあります。この場合は、以後アンケート①対象者として事業適用されるよう、本人申請をもって区分変更の手続きを行っています。

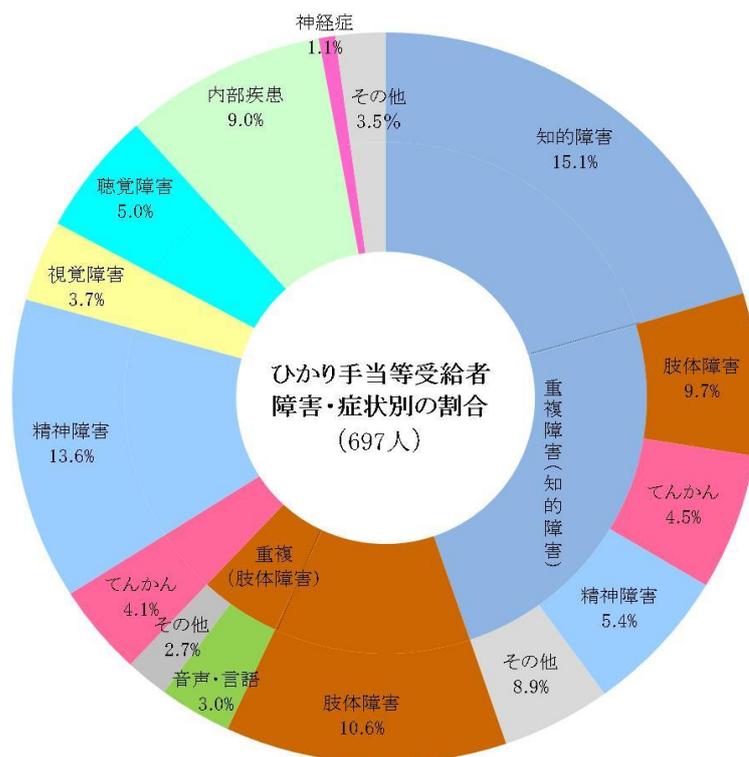
(2) 被害者の身体的状況について

- ひかり協会との連絡を常時希望する被害者群を対象とした1982年から継続して実施している死亡者調査では、1982年から10年間は同世代の日本国民に比べて死亡率が高く、その後次第に日本国民の死亡率に近づいています。
- ひ素中毒に特有の皮膚変化である点状白斑、角化症をもつ被害者が一部に存在します。
- 中毒時の輸血や中毒時以後の免疫力の低下によると考えられる慢性C型肝炎が多くみられます。

(3) 障害のある被害者の状況について

- ひかり協会との連絡を常時希望する被害者のうち、障害のある被害者は、約700名です。中枢神経系障害（脳性まひ、知的障害、てんかん、精神障害等）が多く、障害の状態も多様です。
- 知的障害や精神障害のある被害者の中には糖尿病などの生活習慣病を持つ方が多くいて、生活習慣病に係る援助が重要になっています。
- 脳性まひなどの肢体障害のある被害者についても、加齢や生活環境の影響によるしびれや痛みを伴う機能低下など、二次的な障害（以下、「二次障害」という）が見られます。
- 親族（親・兄弟）の高齢化による介護力の低下などから、ホームヘルプサービスの利用、あるいは施設入所やグループホーム入居などが必要な状況になっています。また、同じ理由から高齢の親族に代わる後見的援助（物事の判断が難しい本人の権利擁護、身上監護、財産・金銭管理、見守り等）が必要な状況も増えています。
- 障害のある被害者の死亡率は、一般国民の約3倍と有意に高く、健康課題に対する支援策を充実させる必要性が示唆されています。

【障害などの状況（2017年3月末現在）】



2. 救済事業

(1) 事務所について

- 本部事務局：大阪市
- 現地事務所：7ブロック体制（7地区センター、4出張所）
 - ・ 7地区センター（かっこ内は所在都府県名）
関東（東京）、東近畿（京都）、西近畿（大阪）、東中国（岡山）、西中国（広島）、四国（徳島）、九州（福岡）
 - ・ 4出張所（かっこ内は当該ブロック名）
奈良（東近畿）、和歌山（西近畿）、島根（東中国）、山口（西中国）

(2) 事業内容について

三者会談確認書に基づく被害者の恒久的な救済のため、健康管理、医療、介護、生活保障、就労などの救済事業を実施しています。

① 被害者全体に対する救済事業

ア) 相談事業

高齢期を迎える被害者の健康や生活の変化に対応した、総合的な相談活動の実施、ひかり協会の協力専門家による相談の実施

イ) 保健・医療事業

自主的健康管理の援助事業、医療事業

② 障害のある被害者に対する救済事業

ア) 生活の保障・援助事業

将来設計実現の援助事業、手当や後見・介護費の支給などの事業

イ) 自立生活促進事業

就労保障、地域での自立生活を促進するための奨励金などの事業

③ その他の事業

ア) 調査研究事業

イ) 飲用認定事業

ウ) 自主的救済活動促進の活動に係る事業

(3) 厚生労働省発出の通知等と行政協力について

ひかり協会では救済事業に係る取組を進めるため、厚生労働省から発出された以下の通知及び事務連絡に基づく救済事業に係る行政協力を、関係自治体等に依頼しています。

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)	平成3年7月8日付 衛食第91号(平成25年2月27日付一部改正 食安企発0227第1号)
(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)	平成19年1月22日付 食安企発第0122001号 障障発0122001号(平成25年2月27日付一部改正 食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)
(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)	平成25年2月27日付 食安企発0227第3号 老高発0227第1号 老振発0227第1号 老老発0227第2号

【事務連絡】（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）	【事務連絡】平成 28 年 9 月 26 日付 生活衛生・食品安全部企画情報課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課・高齢者支援課・振興課・老人保健課
ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて	平成 26 年 8 月 28 日付 食安企発 0828 第 2 号(平成 27 年 11 月 27 日付一部改正 生食企発 1127 第 1 号)
森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）	平成 26 年 12 月 3 日付 食安企発 1203 第 2 号
【旧労働省通知】（財）ひかり協会の実施する事業に対する協力について	昭和 60 年 3 月 25 日付 障対発第 4 号

上記に基づく行政協力の主な要請事項等については、次のとおりです。

- 森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿に関わる周知及び管理
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者に係る情報提供の協力
- 保健師による保健指導
- ひかり協会が開催する健康懇談会や救済事業協力員研修会議への講師派遣
- 特定健康診査やがん検診の内容・実施日等の情報提供
- 肝炎ウイルス検査に関わる情報提供と受診勧奨
- 禁煙外来のある医療機関などの情報提供
- 森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿に基づく、障害福祉及び介護保険サービスの利用等に関する相談対応
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力
- 生活保護制度における収入認定に係る取扱いについての協力
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の雇用支援に係る協力 など

（４）現在進めている 2 つの重点事業について

中長期的な視点を持って救済事業を進めるため、

- ① 自主的健康管理の援助事業
- ② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業

の 2 つの事業を取組の重点事業と位置付けて、それぞれ年次計画を策定し、被害者の救済に取り組んでいます。

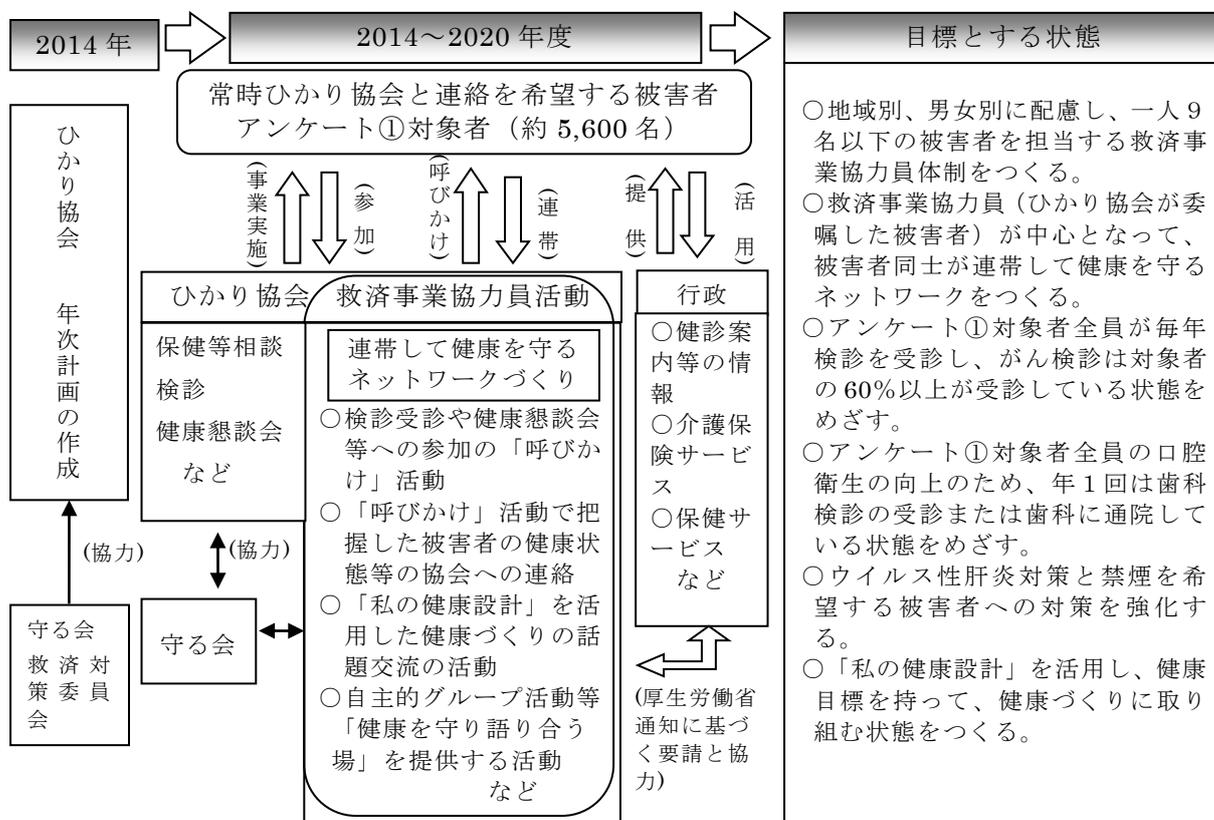
① 自主的健康管理の援助事業

- 多くの被害者は 63～64 歳になり、加齢に伴う疾病の増加や重症化が懸念されるため、疾病予防や重症化防止が重要になっています。
- 検診受診の定着、生活習慣病の予防、健康の実態把握、救済事業協力員活動など、被害者同士が連帯して健康を守るためのネットワークづくりに取り組んでいます。
- ひ素は発がん物質のひとつであり、がん罹患については疫学調査を継続し、被害者の健康状態の動向を追跡します。
- 肝炎・肝がんの被害者が多く、肝炎ウイルス検査の受診と肝炎ウイルス

陽性者の専門医療機関での受診の勧奨に取り組んでいます。

○ 年1回以上の歯科受診の勧奨など、口腔衛生に係る取組を進めています。

ア) 自主的健康管理の援助事業 2020年度までの年次計画



イ) 昨年度の行政協力と協会事業について

次のことについて国や各自治体等から行政協力を得て、各種取組を進めました。

- ひかり協会が開催する健康懇談会・救済事業協力員研修会議への講師派遣

【2017年度の取組結果】

全ブロックでの健康懇談会実施回数	39回
全ブロックでの協力員研修会議開催回数	49回
救済事業協力員の委嘱数	707名

- 自治体からの特定健康診査やがん検診の内容・実施日等の情報提供

【2016年度の取組結果】 ※2017年度の検診の受診状況は2018年度末に確定する。

項目	2016年度 目標(名)	2016年度 実績(名)	実績/目標	実績/アンケート ①対象者	
基礎検診	4,996	4,146	83.0%	74.3%	
がん検診	肺	3,333	3,279	98.4%	58.8%
	胃	3,098	2,796	90.3%	50.1%
	大腸	3,116	3,016	96.8%	54.1%
	乳	1,317	1,096	83.2%	48.0%
	子宮	1,301	997	76.6%	43.7%

(※2016年度当初のアンケート①対象者数は5,580名、うち女性は2,282名)

➤ 肝炎ウイルス検査に関わる情報提供と受診勧奨

【2017年度までの取組結果】

項目	実績(名)	実績/アンケート ①対象者
全ブロックのB型肝炎検査受診者数	5,100	91.7%
全ブロックのC型肝炎検査受診者数	4,974	89.5%

➤ 禁煙外来のある医療機関などの情報提供

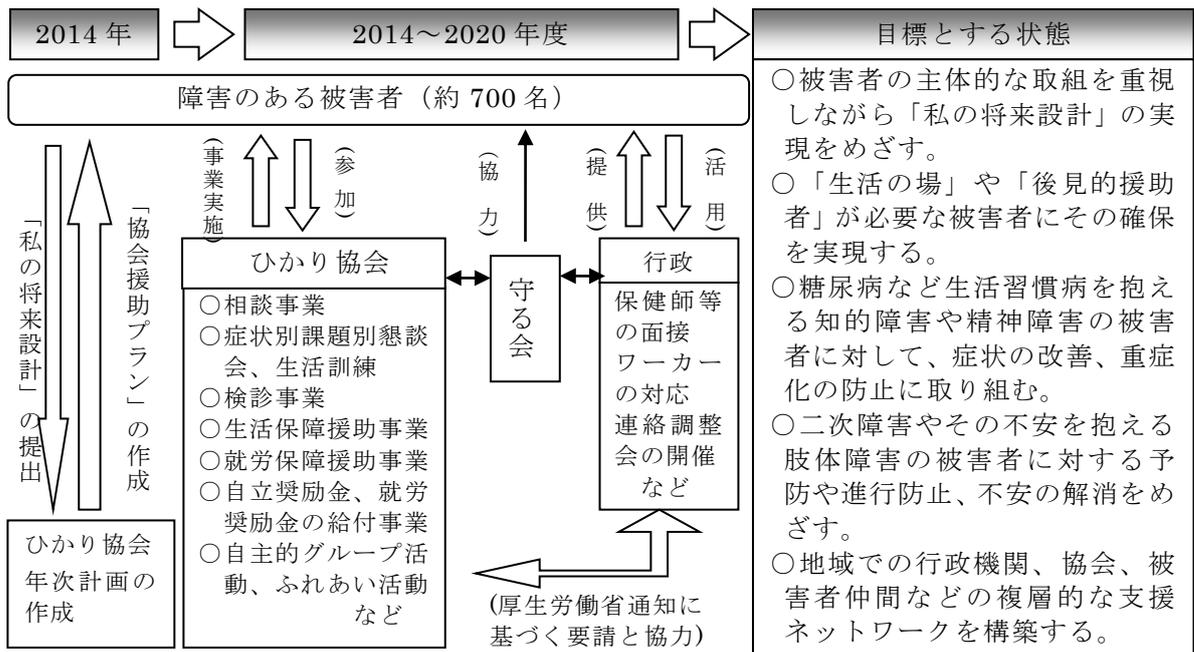
【2017年度の取組結果】

禁煙の意志を示した対象者 119名のうち禁煙に取り組んだ者	67名
-------------------------------	-----

② 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業

- 親族の高齢化、本人の障害の悪化や新たな疾病の発症に伴う課題として新たな「生活の場」や「後見的援助者」の確保、生活習慣病対策や肢体障害のある被害者の二次障害対策などに取り組んでいます。
- 親や兄弟などの親族と同居している障害のある被害者の場合、親族の健康悪化などを契機として、新たな「生活の場」が必要な状況になります。そのため、単身生活支援やグループホーム入居・施設入所などの取組を行っています。
- 最近では本人の体調悪化などにより、胃ろうなどの医療的ケアを受けることができる新たな「生活の場」が必要な状況がみられます。行政協力を求めながら、安心・安全に暮らすことができる「生活の場」の確保に取り組んでいます。
- 親や兄弟などの親族が後見的援助を行っている場合、その親族の高齢化によって、身上監護や財産・金銭管理などといった対象者への後見的援助が難しくなります。後見的援助が必要な対象者には、本人や親族に対して成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明を繰り返し行うなど、「後見的援助者」の確保のための取組を行っています。
- 知的障害・精神障害のある被害者については、糖尿病などの生活習慣病を持つ方が多くいます。自治体の保健師などによる協力を得ながら、障害のため病院・医院の受診や日常の健康管理（睡眠・食事・運動・服薬・医療的ケアなど）が難しい被害者の健康対策を行い、生活習慣病の進行防止・改善の取組を進めています。
- 脳性まひなど肢体障害のある被害者は、二次障害（加齢だけでなく、長年障害をもって生活することによる身体面のストレスや、生活・労働環境の影響などにより、しびれや痛みを伴う身体機能や筋力の低下といった障害症状）がみられます。そのため、理学療法士などによる協力を得て、二次障害の予防や進行防止などの対策に取り組んでいます。
- 加齢に伴い誤嚥性肺炎が増加しており、保健師や歯科衛生士などによる専門的指導を重視しています。

ア) 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業 2020 年度までの年次計画



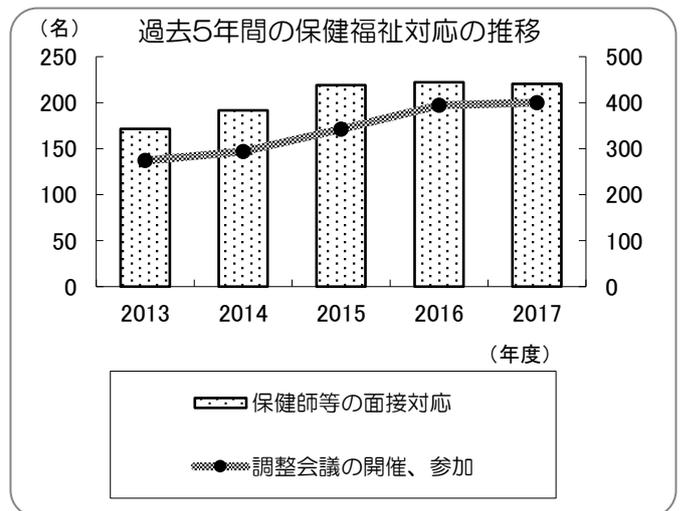
イ) 昨年度の行政協力と協会事業について

次のことについて国や各自治体等から行政協力を得て、各種取組を進めました。

➤ 保健福祉サービス等の行政協力について

自治体の保健師による、障害のある被害者への対応（訪問指導や主治医受診時の同席など）、連絡調整会議（ネットワーク会議）の開催やその場への参加などがなされています。

保健福祉サービス (単位：名)	2017 年度	
	要請	対応
保健師等の面接対応	506	441
調整会議の開催、参加	261	200



そのうち、取組の重点対象者としている、糖尿病などの生活習慣病を持つ知的障害や精神障害の被害者 150 名、及び二次障害やその不安を抱える肢体障害の被害者 135 名については、次のような地域の支援ネットワークを活用した取組が続けられています。

【2017 年度の取組結果】

生活習慣病対策及び二次障害対策における 主な支援ネットワークの連携・活用状況	生活 習慣病	二 次 障 害
主治医との連携	123 名	89 名
訪問看護の活用	45 名	28 名
保健師等の面接対応	131 名	89 名
市町村の相談対応(保健師等除く)	77 名	49 名
相談支援事業所や各種支援センターの対応	106 名	71 名
ホームヘルパーの活用	78 名	57 名
通所事業の活用	80 名	43 名

➤ 円滑な施設入所等に向けた行政協力について

厚生労働省事務連絡(平成 28 年 9 月 26 日発出)に基づく協力も得て、施設入所等の取組として、事前協議や個別の対応が行われています。

【2017 年度 施設・障害者グループホームへの入所・入居者 … 3 名】

入所・入居した施設等の種類	人 数(名)
障害者入所施設	1
特別養護老人ホーム	1
障害者グループホーム(共同生活援助)	1

➤ 成年後見制度の活用促進のための協力について

成年後見制度活用に向けた連絡調整会議(ネットワーク会議)への参加や、成年後見制度に係る自治体の要綱など、成年後見のための情報の共有や提供が行われています。

【2017 年度 成年後見制度等利用開始 … 7 名】※1 名、両方を活用

利用している制度等の種類	人 数(名)
成年後見制度	4
日常生活自立支援事業	3

➤ 労働分野の行政協力について

求職理由は、経済的基盤の確保やいままでの生活リズムを崩さないようにするためなど様々です。

新たな就労先を求めている被害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる相談や、ハローワークによる職業相談や職場定着指導などが行われています。

【2017 年度の取組結果】

雇用支援	要 請(名)	対 応(名)
職業相談	49	21
職場定着指導	25	24
職業紹介	22	14
就職	6	5

- ▶ ひかり協会が創設した「健康管理手当」の周知と生活保護制度における取扱いの協力について
障害のある被害者で生活保護を受給している場合に支給している「健康管理手当」については収入認定しない取扱いとして、関係者への周知が行われています。

II ひかり協会の事業に対する行政協力促進のための要請事項

三者会談確認書に基づく被害者の恒久的救済のために、行政機関のみなさんの理解と協力をお願いします。具体的な要請は、現地の事務所から行いますので、ひかり協会との連携をお願いします。

1. 厚生労働省通知等やひかり協会事業の周知について

3～4 ページに記載した厚生労働省からの通知及び事務連絡、また、ひかり協会事業について、ひかり協会のパンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」や「関係機関のみなさんへ～救済事業へのご協力のお願い～」も活用し、各種サービスの利用や取扱いが円滑に進むよう関係機関への周知をお願いします。

【具体例】

- 市町村の介護保険の担当者や地域包括支援センターの職員が一堂に会する席で、県の担当者よりひかり協会について説明がされ、パンフレット「関係機関のみなさんへ～救済事業へのご協力のお願い～」も配付された。

2. 被害者救済事業への協力について

(1) 「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用への協力

医療・保健・福祉・労働などについて、引き続き「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に基づく総合的な協力をお願いします。

必要に応じて対象者別に保健所、職業安定所、市町村などの各行政機関に対する要請内容（個票）を作成していますので、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の管理活用について協力してください。

【具体例】

- 県保健所が該当する市町の担当を招集し、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」や対象者別の要請内容を記載した「個票」を周知する取組が行われている。

(2) 相談事業に係る協力

高齢期を迎える被害者の健康や生活の変化に対応した、総合的な相談が必要な状況になっています。

- 「被害者対策対象者名簿」に基づく適切な相談対応についての協力をお願いします。
- がんや精神疾患などに罹患した被害者が、相談機関がわからず、ひかり

協会に医療関係の相談をしてくるケースが増加傾向にあります。その中には、高額療養費や特定疾患など複数の医療費助成制度に該当する被害者もいます。自治体における各種制度の案内や行政保健師による対応、地域ネットワーク作りなど、本人が安心して療養できる環境を速やかに整えられるよう、協力をお願いします。

【具体例】

精神疾患や経済的な問題のある被害者の退院後の生活についての話し合いの場に、行政保健師や当該自治体の障害福祉課が出席し、本人の体調や日常生活の安定のため、今後は相談支援事業所を中心とした地域のネットワークで対応することを確認した。

(3) 被害者の自主的な健康管理を援助する取組に対する協力

検診受診の定着、生活習慣病の予防、健康の実態把握、被害者同士が連帯して健康を守るためのネットワークづくりなどを進めるため、次の協力をお願いします。

① 特定健康診査や特定保健指導などに係る協力

- 保険者による特定健康診査、特定保健指導の情報（年間日程、実施場所、健診内容など）の提供（⇒健康診査受診のため）
- 特定保健指導との連携や保健師による保健指導などの実施（⇒検診受診後のフォローを希望する被害者への対応のため）
- 検診協力病院の紹介（⇒障害・症状があり受診時に配慮が必要な被害者には、協会が定める基礎検診・がん検診を検診協力病院で実施しているため）

② 肝炎対策に係る情報提供

- ウイルス性肝炎の検査・治療の専門医療機関に係る情報提供（⇒被害者の肝炎ウイルス検査の受診及び肝炎ウイルス陽性者を専門医療機関につないでいくため）

③ 健康懇談会などへの講師派遣

- 保健師や栄養士など、専門知識を持つ講師の派遣依頼時の手配など（⇒健康づくりや疾病予防などの学習を目的としたひかり協会主催の健康懇談会や、被害者による主体的な健康づくりのための自主的グループ活動への講師派遣のため。）

(4) 障害のある被害者の将来設計実現を援助する取組に対する協力

- ① 障害福祉サービスや介護保険サービスを利用する被害者対応のための、障害者総合支援法の「サービス等利用計画」を作成担当する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員との連絡調整、及び地域包括支援センターや介護支援専門員との連絡調整に係る協力**

相談支援専門員や介護支援専門員の理解・確認不足により、対象者が不利益を被るということがありましたので、次のことについて協力をお願いします。

- 障害症状やニーズを適切に反映した支援

- 障害・介護、双方の制度に係る関係機関・団体の理解促進
- 障害のある被害者の介護保険移行時における相談支援専門員と介護支援専門員との緊密な連携のための情報提供

【参考】

相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業(平成 29 年度老人保健健康増進等事業 実施主体:株式会社三菱総合研究所)

相談支援専門員 介護支援専門員 調査研究事業 **検索**

② 適切な福祉サービスを活用するための協力

障害福祉サービスと介護保険サービスは根本的に異なる制度ですが、法律により、障害福祉のサービス利用者は、65 歳になると介護保険制度を優先して利用することになります。本来は連続されるべきサービスが、制度の問題（障害福祉サービスと介護保険制度における認定基準の違いなど）や障害特性への理解不足などにより、対象者が必要としているサービス内容・時間を確保できないことがあります。

障害のある対象者にとって必要なサービス内容・時間は、65 歳を境にして急に変わるものではありません

65 歳を迎える障害のある被害者が地域で安心して暮らしていけるよう、次のことについて協力をお願いします。

- 今まで利用してきた障害福祉サービスと同様のサービス内容・時間の確保
- 自立支援給付と介護保険制度の適用関係について、厚生労働省発出の通知及び事務連絡の周知と、適切なサービスの活用
- 一律な介護保険への移行ではなく、対象者の障害症状の個別の状況に応じたサービス支給量の決定

【参 考】 自立支援給付と介護保険制度の適用関係に係る通知及び事務連絡

通知及び事務連絡名称	発出年月日・発翰番号等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について	平成 19 年 3 月 28 日 障企発第 0328002 号 障障発第 0328002 号、平成 27 年 3 月 31 日改正 障企発第 0331 第 1 号 障障発 0331 第 5 号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について	平成 27 年 2 月 18 日 厚生労働省障害保健福祉部企画課・障害福祉課
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について	平成 29 年 7 月 12 日 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

【配慮のあった具体例】

■ ホームヘルプについての配慮例

介護保険申請前にサービスの不足が予想される場合、相談支援事業所より障害福祉担当課にサービスの上乗せを提案する。提案について了承されたうえで介護保険の利用申請となるため、ほとんどの場合において現状のサービス内容の継続が可能となっている。

■ デイサービスについての配慮例

◆介護保険に移行しても、知的障害により新しい環境になじみにくい等の支障があれば、引き続き障害福祉サービスの生活介護での通所が可能という自治体判断が示された。

◆知的障害と身体障害がある被害者について、65歳以降は介護保険サービスへ移行となるが、介護保険のデイサービスになじむのが困難な場合には1～2年かけて介護保険サービスへ移行をしていく。

■ 自治体の対応が変更された例

介護保険に移行した後の障害福祉サービスの併給の確認にあたり、2017年度までは障害福祉サービス併給を認めない方針を出していたが、2018年度より併給が可能であることが明確にされた。

(5) 円滑な施設入所等を進めるための協力

65歳前に施設入所等を希望している被害者がいます。円滑に入所できるよう協力をお願いします。

胃ろうなどの医療的ケアが必要になった被害者が、病院退院後、「医療的ケアの対応が困難」との理由で元の施設に戻れなくなるということも発生しました。

- 円滑な施設入所のための事前対策（個別の事前協議、市町村の相談対応など、対象者個々に応じた入所までに必要な対応）の推進
- 被害者が医療的ケアの必要な状況になった場合における必要な対策の調整

(6) 成年後見制度の活用促進のための協力

成年後見制度による適切な金銭管理や身上監護などを必要としている被害者がいます。加齢や急激な体調の変化などにより、同制度の利用を必要とする被害者は今後もっと増えてくると考えています。制度の活用に関心をお願いします。

- 関係機関への要請など（⇒収入などの関係で市区町村長による後見等開始の申し立てが必要な場合があるため）

(7) 糖尿病等の生活習慣病対策に向けた保健師訪問と連絡調整の協力

障害のために日常の健康管理が難しい知的障害や精神障害のある被害者の糖尿病などの生活習慣病対策は、支援する関係者の系統的継続的な対応が重要になっています。引き続き協力をお願いします。

- 連絡調整（⇒保健師と主治医の連携、保健師による保健指導のもとに相談支援専門員や訪問看護、ホームヘルパーなどの関係者の連携のため）
- 保健師による定期的な訪問（⇒保健指導のため）

【具体例】

行政保健師に、生活習慣病対策が必要な重点対象者について対応を要請し、保健師の担当変更があっても継続した保健指導ができるよう保健所協議などで情報共有している。悪化予防のための助言や必要な受診の促しなどがされている。

(6) 治療やリハビリの専門病院、専門医、理学療法士などの紹介等に係る協力

- ① 脳性まひなどの肢体障害の被害者が、手足のしびれや首・関節の痛みといった症状に悩んでいます。ひかり協会としても専門医と連携するとともに、理学療法士などの協力専門家による訪問相談を行い、日常生活動作や生活環境・労働環境を改善するなど二次障害対策を行っていますので、引き続きの協力をお願いします。
- 治療・リハビリの専門病院や専門医及び理学療法士等の紹介や情報提供（⇒地域によっては専門病院や専門医、理学療法士に係る情報が少なく、つながるのが困難なため）

【具体例】

ネットワーク会議で対象者の二次障害進行状況を確認、住環境の改善やリハビリ内容を検討、支援の充実をめざした。結果、二次障害の悪化予防に加え、就労継続支援B型への通所も始まり、日中活動の場の確保にもつながった。

(7) ネットワーク会議の開催と地域生活支援に係る保健師訪問の協力

- 恒久救済のため、対象者が「どこで、誰と、どのように暮らしたいか」を示した「私の将来設計」を実現し維持していくためには、地域で支える力が必要です。次の協力をお願いします。
- 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者が出席するネットワーク会議の開催
 - 地域生活を支援するネットワークの要として重要な役割をもつ保健師の定期訪問

(8) 災害対策についての協力

- 障害のある被害者については、地震等の防災対策など、緊急時の対応も含めてネットワーク機能を生かす必要があります。次について協力をお願いします。
- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく、市町村における災害時の避難行動要支援者対策に係る情報提供
 - 医療・保健・福祉などの関係する機関や関係者が出席するネットワーク会議における災害時対策の確認

III 森永ひ素ミルク飲用者の認定について

冒頭で述べているとおり、事件から60年以上経過した現在でも飲用者の認定に係る相談や申請があります。

森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領（平成22年11月2日厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課発出の事務連絡）に基づき申請の受付・調査などへの協力をお願いします。

2017年度 保健・福祉行政への要請及び対応の人数(都道府県別)

* 要請・対応のない都道府県については記載していません

【単位:人】

都道府県	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等との 連絡調整		調整会議の 開催、参加	
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
宮城県	関東地区センター事務所													1	1		
福島県		1	1														
茨城県		1	1														
栃木県		2	2														
埼玉県		1	1														
東京都		4	4	1	1			1	1	1	1	1	1	2	2	1	1
神奈川県		4	4														
福井県	東近畿地区センター事務所	5	5	1	0	1	0	1	1	1	1	2	2	5	5	5	5
岐阜県		1	1														
静岡県		1	1									1	1	1	1	1	1
愛知県		5	5											2	2	1	1
三重県		2	2	1	1									1	1		
滋賀県		14	12							1	1	2	1	8	6	9	6
京都府		41	34	2	2			3	2	13	14	14	10	28	25	28	24
奈良県	12	12	1	1	6	6	1	0	4	3			11	10	10	10	
大阪府	西近畿地区センター事務所	73	55	3	1	1	0	2	1	7	2	23	17	53	43	45	24
兵庫県		33	27	1	1	3	3	4	2	8	6	20	10	24	22	23	13
和歌山県		25	21	1	0			1	0	3	0	3	0	11	7	10	6
鳥取県	東中国地区センター事務所	7	7	2	1			1	0	1	1	0	1	9	3	3	2
島根県		13	9	3	3	4	3	2	1	5	5	0	1	17	10	11	9
岡山県		66	57	6	3	2	0	5	4	25	13	19	6	54	48	41	29
広島県	西中国地区センター事務所	93	88	8	6	24	22	22	19	35	36	23	24	53	54	33	34
山口県		12	10	1	1	1	1	6	7	1	1	2	1	9	7	4	4
徳島県	四国地区センター事務所	15	14	1	1									2	3	4	3
香川県		19	18											3	4	11	8
愛媛県		14	12											12	11	0	0
高知県		10	10	0	1			0	1	0	2			5	6	4	4
福岡県	九州地区センター事務所	16	14	2	3	3	5	1	3	4	2	1	7	11	13	8	7
佐賀県		2	1			1	2	1	1	1	1	0	1	2	2	2	2
長崎県		3	3											2	2	1	1
熊本県		7	7	1	1	1	1	1	1	2	2			3	3	3	3
宮崎県		1	0											1	0		
鹿児島県		3	3	1	2	0	2	0	2	3	2	0	2	3	3	3	3
合計		506	441	36	29	47	45	52	46	115	93	111	85	333	294	261	200

2016年度	保健師等 面接対応		デイケア・健康教 室等の利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の利用支 援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等との 連絡調整		調整会議の 開催、参加	
	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応
	498	444	31	22	41	40	43	47	103	84	111	89	318	283	242	197

2017年度 政令市等別 保健・福祉行政への要請及び対応の人数

* 要請・対応のない都市・特別区については記載していません

* 2018(平成30)年4月1日に中核市に移行した都市を含んで記載しています

【単位:人】

指定都市 中核市 保健所政令市 特別区	公益財団法人ひかり協会	保健師等 面接対応		デイケア・ 健康教室等の 利用支援		訓練通所などの 利用支援		施設等の紹介と 利用支援		ホームヘルプ サービス等の 利用支援		福祉ワーカーに よる面接対応		関係機関等 との連絡調整		調整会議の 開催、参加		
		要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	要請	対応	
仙台市	関東地区センター事務所													1	1			
郡山市		1	1															
北区		1	1															
豊島区		1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
足立区		1	1	1	1									1	1	1	1	
横浜市		1	1															
横須賀市		2	2															
京都市	東近畿地区センター事務所	25	21	2	2			1	1	9	9	11	8	12	11	11	9	
大阪市	西近畿地区センター事務所	25	19					1	0	3	1	5	3	18	14	20	10	
堺市		7	5									3	3	5	5	2	1	
高槻市		3	2									1	0	1	1			
東大阪市																		
豊中市		3	2											2	1	2	1	
枚方市		6	4										2	2	3	3	2	1
八尾市						1	0			1	0	1	0	1	0	1	0	
尼崎市												2	0	2	1	2	2	
明石市						1	1					1	0	2	2	1	0	
岡山市	東中国地区センター事務所	29	26	2	2	1	0	2	1	8	5	10	2	21	18	19	12	
倉敷市		13	13	1	1	1	0	1	1	8	4	5	2	12	11	9	9	
鳥取市		4	4	1	0									5	0	1	0	
松江市		6	4	1	1	2	1	1	0	3	3	0	1	8	5	5	4	
広島市	西中国地区センター事務所	44	43	5	4	11	10	9	6	17	18	10	11	19	20	14	11	
福山市		7	5					2	2	1	1			6	6	3	2	
呉市		6	6	3	2	2	2	3	3	4	4	3	3	6	5	2	1	
下関市		1	1									1	0	1	0			
高松市	四国地区センター事務所	9	8													4	3	
高知市														1	0	1	0	
福岡市	九州地区センター事務所					1	1							1	1	1	1	
北九州市		6	5	1	1					3	1	1	3	2	8	2	1	
長崎市		1	1											1	1	1	1	
佐世保市		1	1											1	0			
熊本市		1	1			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	
合計		204	178	17	14	21	16	22	16	59	48	57	39	134	117	105	71	